

社員総会・理事会における意思決定プロセス内規

(平成 16 年 5 月 18 日 理事会制定)

(平成 26 年 9 月 16 日 改正)

社員総会及び理事会（以下、会議と言う）における意思決定プロセスは、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、本内規に定めるところによる。

第 1 章 議長の権限

- 第 1 条 議長は、当該会議の開会及び閉会を宣言し、討論を主催し、本内規の適用を確保し、委員の発言を許し、表決に付すべき議題を表決に付し、並びに採択された決定を発表するほか、本内規によって与えられるその他の全ての権限を行使する。なお、議長は開会に先立ち、第 12 条で定められた定足数の確認を行い、会議の有効性を宣言しなければならない。
- 第 2 条 議長は、会議の業務を統括し、その秩序を確保する。議長は議事進行に関わる動議及び発言に関して決定を行い、並びに討論の延期、終結、会議の閉会、中止を提案するなど時間進行管理に対して責任と権限を有する。
- 第 3 条 議長は、討論中の議題に関し、全ての委員が自由かつ十分に意見を表明する権利を保護する。
- 第 4 条 議長は、討論が討議中の議題に限定されることを確保するものとし、逸脱する発言者にはその発言を中断させることができる。

第 2 章 会議の招集

- 第 5 条 会議の招集は、法令又は定款で定められた方法によらなければならない。

第 3 章 議題

- 第 6 条 議題は会議の目的である事項につき、書面により当該会議議長並びに事務局に提出されなければならない。
- 第 7 条 議長は、討論の進行促進に役立つ提案をいつでも行うことができる。
- 第 8 条 表決に付さなければならない議題は、原則として会議開催 1 週間前に当該会議議長、並びに事務局に提出されなければならない。
- 第 9 条 議題を提出した委員は、その朗読を請求し、提出の理由を説明することができる。

第4章 議題についての審議、決定又は表決に必要な条件

第10条 議題は、会議の目的である事項に関するものでない限り、討議に付すことができない。

第11条 会議の目的である事項に関する議題は、討議に付さなければならず、必要な場合には表決により、決定を行わなければならない。

第5章 会議における討論の方法

(定足数)

第12条 会議において決定が有効に行われるためには、議決権を有する委員(委任状を含む)の2分の1を超える出席がなければならない。

(討議の秩序)

第13条 発言者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。

2. 発言者は、全ての者がその内容を十分に理解することができるように、明瞭に述べなければならない。

(議事進行に関わる動議及び発言)

第14条 委員は議事進行に関わる動議及び発言を行える。議長はこれに対する決定を本内規第2条に従い直ちに行う。この決定に対し委員は異議申し立てができる。但し、議長の決定は、出席しかつ議決権を有する委員の過半数が反対しない限り全面的に有効である。

2. 議事進行に関わる動議及び発言では、討議中の議題の内容に関する事項を扱ってはならない。

第15条 議事進行に関わる動議及び発言の優先順位は以下の順とする。

- (1) 本内規(表決手順も含む)の適用に関する事項
- (2) 会議の中止
- (3) 会議の閉会
- (4) 討論中の議題に関する討論の延期
- (5) 討論中の議題に関する討論の終結
- (6) その他の議事進行に関わる動議或いは発言で議長がその優先順位を定めるもの

(会議の中止又は閉会の動議)

第16条 委員は議題の討議中に理由を明らかにして会議の中止又は閉会の動議を提出することができる。この動議が支持された場合には、これに反対を表明する2人の発言者に中止又は閉会の動議についてのみ発言を許した後、この動議を表決に付する。

(討論の延期の動議)

第 17 条 委員は、議題の討議中に、討論を一定の期間延期する動議を提出することができる。この動議について討論が行われる場合には、その提出者の他、3 名まで動議に対する発言が行える。そのうち 1 人は賛成者、2 人は反対者とする。その後、この動議を表決に付する。

(討論の終結の動議)

第 18 条 委員は、討議中の議題の討論を終結する動議をいつでも提出することができる。この場合には、終結に反対する 3 名にのみ発言を許した後、この動議を表決に付する。議長は動議が採択された場合、直ちに討議中の議題の表決を要求する。

(発言の制限)

第 19 条 会議は、必要な場合、委員の発言の時間と回数に制限を与えられる。

2. 手続きの問題に関する発言時間は最長 5 分に制限する。
3. 発言者が許された時間を超えて発言するときは、議長はその説明を短い時間に終了するよう発言者に要請する。

(発言者の一覧表の締め切り)

第 20 条 議長は、必要と判断する場合、発言を希望する委員を予め募り、発言者を一覧表に記載し、会議の場に示すことができる。議長は、討議中に新たに発言を希望する委員をこの一覧表に追加するものとし、また、当該会議の同意を得て、この一覧表を締め切ることを宣言することができる。但し、議長が適当と認める場合は、例外として、この一覧表の締め切り後も、先に行われた発言に対し答弁する機会を与えることができる。

2. 一覧表に記載された発言者が全て発言を終了したときは、議長は、討議中の議題に関する討論の終結を宣言する。

(動議の撤回及び再提出)

第 21 条 動議の提出者は、表決に付される前に当該動議を撤回することができる。撤回された動議は、他の委員が、修正の有無に関わらず再提出することができる。

第 6 章 表 決

第 22 条 表決は法令又は定款によって定められた決議条件に従って決する。

第 23 条 (削除)

(表決の手続き)

第 24 条 原則として挙手とする。但し、出席委員から異論がない場合は、別途議長が提案する方法によることができる。

2. 前項に関わらず、以下の場合、指名点呼又は秘密投票による。

- (1) 表決の開始前に、出席した 2 以上の委員が指名点呼を請求した場合又は、挙手で行うとした場合であっても過半数が明らかにならない場合は、指名点呼による。
- (2) 表決の開始前に、出席した 5 以上の委員が秘密投票を請求した場合は、秘密投票による。
3. 議長は、表決の開始前に、表決の方法に関する請求を検討し、適用する表決の手続き及び表決に付される議題を正式に発表する。次いで、議長は、表決が開始された旨を宣言し、表決が完了したときは、その結果を発表する。
4. 秘密投票の場合には、事務局は、直ちに、投票の秘密を確保するための措置を講じる。
5. 表決は、議長の宣言で開始し、表決の結果に関する議長の発表で終了する。

(開始された表決の中断)

第 25 条 表決方法に関する議事進行に係る動議を除き、開始された表決を中断させることはできない。この動議には、進行中の表決の変更又は表決に付された議題の内容の変更をもたらす提案を含めることはできない。

(投票の説明)

第 26 条 議長は、表決が行われた後、その投票について説明することを希望する委員には、この発言を許す。

(提案の分割表決)

第 27 条 提案者が請求するとき、本会議が適当と認める場合、又は議長が提案者の承認を得て提議する場合は、提案を分割し、各部分を個別に表決に付す。次いで、提案の採択された各部分を一体として表決する。提案の全ての部分が否決された場合は、当該提案は否決されたものとみなす。

(表決の順序)

第 28 条 同一の問題に関する提案があった場合、当該会議が別段の決定を行わない限り、提出の順序に従って表決に付す。

(修正案)

第 29 条 原提案の一部の削除、原提案への追加又は原提案の一部の修正のみから成る提案は、修正案とみなす。修正案は、原提案を提出した委員が受諾するときは、直ちに原提案とする。原提案と矛盾すると当該会議が判断する場合は、如何なる変更案も修正案とはみなさない。

(修正案の表決)

第 30 条 修正案がある場合は最初に修正案を表決に付す。また、修正案が複数ある場合は、原提案からの変更が最も大きいと議長が判断する修正案から表決し、修正案のどれか 1 つが過半数を得た段階で表決を終了する。いずれの修正案も過半数を得なかった場合は原提案を表決に付す。

2. 修正案が採択された場合は、次いで、これによって修正された提案を表決に付す。

(表決の繰り返し)

第 31 条 一度表決により決定した提案等は、同一の会議において、当該会議が別段の決定を行わない限り、再度表決に付すことができない。

第 7 章 補 則

第 32 条 本内規を変更するときは理事会の議決による。

付 則 本内規は平成 16 年 5 月 29 日より実施する。

付 則 本内規における委員とは、定款に従い、社員総会においては社員、理事会においては理事である。

付 則 理事会においては、議長はその議決権の行使を除き、指名する総務理事に議事進行を委ねることができるものとする。第 6 条、第 8 条における報告は、指名された総務理事への報告により代えることができる。

付 則 平成 26 年 9 月 16 日の改正は、同日より適用する。